

●香川県告示第299号

香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）第7条第2項の規定により、香川県証紙の売りさばき人から次のとおり売りさばき所の廃止の届出があった。

平成25年6月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 廃止年月日

平成25年6月6日

2 所在地

高松市磨屋町6番地4

3 名称

一般社団法人香川県建設業協会

4 売りさばき場所

高松市松福町2丁目15番24号 社団法人香川県建設業協会 高松支部

善通寺市与北町189番地 社団法人香川県建設業協会 中讃支部

観音寺市南町5丁目2番39号 社団法人香川県建設業協会 西讃支部

さぬき市長尾東1123番地2 社団法人香川県建設業協会 長尾支部

小豆郡土庄町上庄1954番地3 社団法人香川県建設業協会 小豆支部